国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年11月14日をもって満了した。

令和７年11月17日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度経験者採用試験（係長級（事務））

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告